

# 知的財産権サービス業の育成と発展の加速に関する指導的意見

2012年11月13日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

知識産権局、発展改革委、科技部、農業部、商務部、工商総局、質検総局、版權局、林業局による『知的財産権サービス業の育成と発展の加速に関する指導的意見』の配布についての通達

各省・自治区・直轄市・計画単列市及び新疆生産建設兵団知識産権局、発展改革委、科技厅（委・局）、農業庁（委・局）、商務管轄部門、工商局、質量技術監督局・深セン市市場監督管理局・各直属の出入国検験検疫局、版權局、林業局：

『国家知的財産権戦略綱要』（国発[2008]18号）および『国務院弁公庁によるハイテクノロジーサービス業の発展加速に関する指導的意見』（国弁発[2011]58号）を徹底的に実施し、知的財産権サービス業の育成と発展を加速させるために、知識産権局・発展改革委・科技部・農業部・商務部・工商総局・質検総局・版權局・林業局において『知的財産権サービス業の育成と発展の加速に関する指導的意見』を共同策定し、これを配布する。真剣に実施を徹底されたい。

以上をもって通達する。

中華人民共和国国家知識産権局 中華人民共和国国家發展・改革委員会  
中華人民共和国科学技術部 中華人民共和国農業部 中華人民共和国商務部  
中華人民共和国国家工商行政管理総局 中華人民共和国国家質量監督検験検疫総局  
中華人民共和国国家版權局 国家林業局

2012年11月13日

### 知的財産権サービス業の育成と発展の加速に関する指導的意見

『国家知的財産権戦略綱要』（国発[2008]18号）および『国務院弁公庁によるハイテクノロジーサービス業の発展加速に関する指導的意見』（国弁発[2011]58号）を徹底的に実施し、知的財産権サービス業の発展を積極的に推進し、産業の発展に新たな優位性を育成し、知的財産権サービスの科学技術の進展および経済の発展への促進役割を強化するために、以下のとおり指導的意見を提示する。

一、知的財産権サービス業のわが国の経済発展への重要な役割を十分に認識すること

知的財産権サービス業とは、主に専利・商標・版權・営業秘密・植物新品種・特定の分野における知的財産権など各種知的財産権の「取得-活用-擁護」に関連するサービス及び派生サービスを提供し、知力成果の権利化・商用化・産業化を促進するための新規サービス業をいい、近代的サービス業の重要な内容であり、ハイテクノロジーサービス業の発展の重点的分野となる。

わが国は、ややゆとりのある社会の全面建設の大切な時期、改革開放の深化及び経済発展方式の転換加速の重要な時期、「中国製造」から「中国創造」へと切り替わる戦略的転換期にさしかかっている。知的財産権サービス業を発展させることは、自主的イノベーションの効率とレベルの向上に資し、経済発展の質と効果の向上に資し、最適な構造、高付加価値、高度な雇用吸収力の近代的産業体制の形成に資するものである。知的財産権サービス業の発展加速は、科学技術と経済との融合の緊密化を促進する重要な手がかりであり、産業のコア競争力を高め、経済構造調整を促進し、経済発展方式の転換加速のための重要な取り組みとなる。

技術・知識が集積し、高付加価値な知的財産権サービス業は、科学技術イノベーション、産業の発展、対外貿易、文化の発展をサポートする役割が明確に現れ、市場の見通しが明るいものの、政策体制の不備、市場の主体発育の不健全、高級人材の不足、総合サービス力の薄弱等の課題が存在しており、わが国の経済・社会発展上の要請に適切にせず、これの育成・発展に注力する必要に迫られている。

## 二、知的財産権サービス業の発展に関する指導的思想、基本的原則と発展の目標

### (一) 指導的思想

鄧小平理論及び「三つの代表」という重要な思想を導きとし、科学的発展観を踏み込んで徹底的に実施し、経済発展方式の転換加速及び産業シフト・改善の促進という発展の主軸を中心に、管理仕組みを整備し、サービス体制を構築して健全化し、市場ニーズを引き出し、サービス方式を開拓して、迅速かつ継続的で健全な知的財産権サービス業の発展を促進すること。

### (二) 基本的原則

政府誘導、市場駆動とすること。政府の誘導役割を果たし、サービス体制及び対応政策を整備する。資源の配置における市場の基礎的な役割を果たし、社会化・専門化・規模化した知的財産権サービスを大いに発展させる。

区分別に指導し、重点に特化すること。地域の経済発展の不釣り合いという実態に応じて、知的財産権サービス業の発展について区分別指導を実行し、知的財産権代理サービス、リーガルサービス、情報サービス、商用化サービス、コンサルティングサービス、研修サービスなど発展の重点的分野を明確にする。

基盤を固め、新規な発展の機軸を打ち出すこと。知的財産権サービス業の発展基盤を強化し、基盤情報資源・サービスプラットフォームの構築を強化し、支持体制を整備する。管理体制・仕組みを改革し、サービス内容を深化させ、サービス方式に新機軸を打ち出し、新興業態を積極的に育成する。

### (三) 発展の目標

全般的目標：2020年には、知的財産権サービスは、科学技術や経済の発展と深く融合し、知的財産権の創造・運用・保護・管理能力が大幅に向上し、科学技術イノベーションの水準の向上及び経済発展の効果の明らかな改善に支持を与えること、知的財産権サービス業はハイテクノロジーサービス業における最も活力がある分野の一つとなり、経済・社会の発展への貢献率が著しく高まること。

主な目標：知的財産権サービス体制がよりいっそう整備され、公共サービス・市場化サービスが調和よく発展すること、知的財産権サービス主体が多様化し、専門化・規模化・国際化した知的財産権サービス機構が出来上がること、知的財産権サービス業従事者数及びサービス能力が大幅に上昇し、人員構造が最適化され、高級人材が高度な国際競争力を有すること、知的財産権サービス業の規模と生産高の近代的サービス業に対する割合が明らかに高まること。

### 三、知的財産権サービス業の発展の重点的分野

#### (一) 知的財産権代理サービス

専利・商標・著作権・集積回路の回路配置、植物新品種の出願、登録、登記、再審、無効、異議などの代理サービスの発展を加速させる。特定の分野での知的財産権代理サービスが発展するように導く。代理機構の渉外代理サービス能力が向上するように注力する。代理機構がサービスの分野を広げ、サービスの質を高め、発展規模を拡大するように奨励する。

#### (二) 知的財産権に関するリーガルサービス

知的財産権関連のリーガルサービスを発展させ、市場主体の合法的権益を守る。企業の上場、合併・買収、再編、清算、投融資などの商業活動における知的財産権に関するリーガルサービスの開拓を奨励し、知的財産権に関するデューデリジェンスサービスを強化し、中小・零細企業への知的財産権に関する法律扶助サービスを整備し、海外での知的財産権擁護サービスを拡大し、知的財産権サービス機構としての国際的規則を把握、運用する能力を向上させ、国際競争力を強める。

#### (三) 知的財産権情報サービス

知的財産権情報検索分析・データ加工、文献翻訳、データベース構築、ソフトウェア開発、システムインテグレーションなどの情報サービスを発展させる。知的財産権サービス機構における知的財産権の基礎的情報の再加工を奨励し、モバイルインターネット、次世代インターネット、クラウドコンピューティング、モノのインターネットなどの新技術を活用し、専門化した知的財産権情報サービスプラットフォームを構築し、サービス方式に新機軸を打ち出し、高級な知的財

産権分析ツールを開発し、知的財産権情報の利用効率を高めるように支持する。

#### (四) 知的財産権商用化サービス

知的財産権評価・価値分析・取引・転化・質権担保・投融資・運営・預託などの商用化サービスを発展させる。知的財産権資産評価活動を強化し、規範化させ、知的財産権運營業務遂行体制を構築、健全化し、金融機構やベンチャー企業が中心で、民間資本が幅広く関与するような知的財産権投融資体制を整備し、金融機構における知的財産権質権担保融資業務の拡大を推進し、融資担保機構が知的財産権質権担保融資に対し保証サービスを提供し、多者による質権担保融資リスクの分担仕組みの確立を探求するように奨励する。

#### (五) 知的財産権コンサルティングサービス

知的財産権戦略コンサルティング、政策コンサルティング、管理コンサルティング、実務コンサルティングなどのハイエンドなサービスを発展させる。知的財産権専門のコンサルティング機構の健全な発展を積極的に導き、重要案件の決定や業界発展計画づくり、産業アライアンス構築の場合のコンサルティングサービスを推進し、企業管理制度の整備、サービス貿易、市場拡大、海外での布石、コア技術の譲渡、標準化等事務におけるコンサルティングサービスを強化する。

#### (六) 知的財産権研修サービス

知的財産権教育研修サービスを発展させ、知的財産権サービス従事者の専門的素養を向上させる。知的財産権人材職業能力枠組みを制定し、研修機構の発展の規範化を導き、研修機構における区分別・ランク別の職業実務研修を支持し、国際的交流・提携を推進し、人材導入や教育機関の共同開設など多様な方法により、専門化した知的財産権研修サービスブランド機構を育成する。

### 四、知的財産権サービス業の発展加速の主な任務

#### (一) 知的財産権サービス業の発展の基盤を固めること

知的財産権の基礎的情報資源の統合と開放・共有化を強化し、知的財産権情報の公共サービス能力を向上させ、正確で迅速かつ全面的な知的財産権情報を提供する。発達しない地域の公共知的財産権サービス施設の建設整備を支持する。全国専利に係わる技術の運用転化プラットフォームを建設する。クラウドコンピューティングなど先進的な情報技術を活用して、標準化取り組みを推進し、資源の共有化を促進する。全国知的財産権公共サービス体制構築を整備し、政府部門や業界協会、図書情報機構、知的財産権サービス機構と企業、大学、科学研究機構などがともに参加し、調和して連動するようなサービス体制を作り上げる。

#### (二) 知的財産権サービス法律・政策環境を整備すること

科学技術、経済の発展に合わせて、知的財産権サービス関連の法律・法規及び対応の政策を迅速に改正、整備する。産業・地域・科学技術・貿易などの政策と知的財産権政策とのつながりを強化する。サービス業改革の全般的な手配と試行作業に連動して、知的財産権サービス業の発展に資する財政・金融・租税政策の制定を推進する。知的財産権サービス機構として関連の租税優遇策を受けるよう研究、推進する。重要経済・科学技術プロジェクト知的財産権審議制度を確立、整備する。知的財産権早期警戒応急仕組み、海外での権利保護及び紛争解決仕組みを構築、健全化する。

### (三) 知的財産権サービスの経済への支持役割を強化すること

エコ省エネ、次世代情報技術、バイオ、先端設備製造、新エネ、新素材、新エネルギー自動車などの戦略的新興産業ならびに自動車、石油化工などの重点的産業に向けて、業界・企業における関連する知的財産権情報サービスプラットフォームと特定テーマのデータベースの構築を推進し、産業イノベーションを支持する。知的財産権サービスの地方経済発展への組み込みを推進し、地域の特色産業の最適化改善を促進する。専利・農産物商標・植物新品種などの知的財産権サービスを強化し、近代的農業と近代的林業の発展上のイノベーションを促進する。著作権、意匠特許等の知的財産権サービスを強化し、文化クリエイティブ産業の繁栄・発展を促進する。社会的サービス資源により国内の地理的表示を幅広く掘り出すように導き、渉外地理的表示を積極的に拡大し、地理的表示及びその専門保護の対外貿易と地域経済発展における牽引役割をよりいっそう果たす。知的財産権サービスドッキングプロジェクトを実施し、科学技術イノベーション型中小・零細企業に全プロセスに渡る知的財産権サービスを提供する。知的財産権サービス機構が、企業の製品輸出、サービスのアウトソーシング、国外展示会出展、海外投資、ブランド輸出、規格への専利組み入れなどの活動において専門化サービスを提供するように奨励し、「海外進出」戦略の実施を支持する。

### (四) 知的財産権サービスの科学技術への支持役割を強化すること

オリジナル革新、集約的革新と消化・吸収・再革新に知的財産権サービスを提供する。休眠特許の洗い出しと実施を促進して、大学や科学研究機構による専利の転化に多元化、市場化したルートを提供する。科学技術系企業が商標及び営業秘密の制度を積極的に利用してイノベーション成果を保護するように奨励する。科学技術イノベーション創出における知的財産権の方向性を強化し、国家科学技術計画及び重要な科学技術の特定項目知的財産権管理制度を健全化する。重要な科学技術の特定項目関連事業者が必要に応じて知的財産権サービス機構にコンサルティング・サービス提供を依頼するように奨励する。科学技術系企業インキュベーション、生産力促進センター、技術移転機構、大学科学技術パークなどの機構が知的財産権サービスを提供するように奨励し、科学技術イノベーション創出のレベルを向上させ、科学技術イノベーションの成果を保護し、転化運用を促進する。

#### (五) 知的財産権サービス市場を育成すること

政府機能転換及び「事業単位」改革の要請に応じて、知的財産権分野「事業単位」での体制改革を推進する。コンディションを整えた各地の知的財産権公共サービス機構における企業化体制転換改革試行作業を展開し、規定に沿って関連の租税優遇策を受けるように支持する。知的財産権基礎的情報資源を秩序よく開放することにより、それぞれの知的財産権サービス主体が低コストで基礎的情報資源を取得し、多様な方式で知的財産権サービスに関与することができるようにして、市場のサービス供給能力を強化する。政府調達力を拡大し、公共サービス分野で市場機構を導入し、サービス主体の多元化を促進する。国家誘導、多者参加な知的財産権運営資金の設立を探求し、知的財産権の運用を促進する。知的財産権証券化、知的財産権保険、知的財産権経営などの新興パターンを育成し、発展させる。知的財産権サービスの宣伝及び文化構築を強化し、業界の影響を広げる。

#### (六) 知的財産権サービス試行モデルの展開

知的財産権サービスの集積化発展及び試行モデル取り組みを手配し、先実行、先試行を奨励する。知的財産権サービス機構の国家自主的イノベーションモデルエリア、国家近代的サービス業産業化基地、ハイテクノロジーサービス産業基地、国家サービス業総合改革試行拠点、台湾・香港・マカオと内陸との提携地域への進出を支持し、国家近代的サービス業イノベーション発展モデル試行都市での知的財産権サービス業の発展を支持し、知的財産権サービスの集中化、集約化、集積化した発展を誘導する。モバイルインターネット、次世代インターネット、クラウドコンピューティング、モノのインターネットなどの新技術をもとに、知的財産権サービス方式イノベーション試行モデルプロジェクトを実施する。知的財産権サービス業の発展の重点的分野において、知的財産権サービスモデル機構の創設作業を実行し、知的財産権サービス機構でのブランド構築を推進し、優れた基盤、強い能力、著しい業績、良好な評判を有する知的財産権サービス機構を重点として育成し、社会的影響力と国際競争力を向上させる。

#### (七) 知的財産権サービス人材の養成を強化すること

知的財産権サービス人材職業資格制度及び職階評価採用制度の確立を推進し、知的財産権実務人材の養成を加速させる。知的財産権代理人材チームの規模を拡大し、代理担当の専門的素養を高め、知的財産権管理・コンサルティング・運営・評価・保険・情報分析人材チームを発展させる。技術・法律・経済・マネージメントが分かる複合型な国際的高級人材の導入を支持する。知的財産権サービス人材養成仕組みを整備し、人材養成のパターンに新機軸を打ち出す。学校と企業との提携による知的財産権サービス人材の共同養成を奨励する。海外から講師を導入し、職業教育に積極的に取り組み、知的財産権サービス実務向けの高級人材を養成する。

### 五、知的財産権サービス業発展促進の主な措置

### (一) 手配・指導の強化

知的財産権サービス業の発展の部門間調整提携仕組みを構築して、知的財産権サービス業の発展について統合的に計画を立て、多種の顕著な問題点について調整し、これを解決する。各関連部門や地方では、実態に合わせて、知的財産権サービス業の発展推進に関する実施意見を制定し、各種の作業を確実に実行する。早急に、全体的な配置、各方面間の協力、効果的な連動という作業配置となるように活動仕組みを整備し続ける。

### (二) 投入の強化

国での知的財産権サービス業発展特別プロジェクト資金を設立し、コンディションを整えた地域での知的財産権サービス業発展特別プロジェクト資金を設立するように推進する。ハイテクノロジーサービス業産業化特別プロジェクトの知的財産権サービスへの支持を確実に行う。知的財産権サービス重要プロジェクトを支持し、知的財産権サービス業への集計・調査を実施し、知的財産権サービス試行モデル作業を推進し、知的財産権サービス集積エリアを築く。知的財産権サービス誘導プロジェクトを実施し、知的財産権サービスのブランド機構を育成し、民営知的財産権サービス機構が健全に発展するように支持、誘導する。金融機構による信用貸付面での支持を奨励し、知的財産権質権担保融資、産業チェーン融資などの金融商品のイノベーション創出を推進する。ファンドや利子補給、保証など多様な方式を総合運用して、信用貸付資金、外国資本及び社会的資本が多ルートから知的財産権サービス業へ投入されるように誘導、誘致する。

### (三) 業界監督と自主規制の強化

知的財産権サービス業界協会（アライアンス）を設立、整備し、業界協会（アライアンス）の業界での自主規制、規格制定、製品展開、交流提携などでの役割を十分に果たす。合理的でオープンな知的財産権サービス市場参入制度を確立し、市場における公正な競争秩序を維持する。知的財産権サービスの標準・規範的体制を確立し、サービスの質と効率を高める。サービス機構及び要員の執業監督と管理を強化し、サービス機構での内部管理制度を構築、健全化するように誘導する。知的財産権サービス機構の格付け評価体制を確立し、業界での信用評価や信用遵守公示と信用喪失懲戒などの仕組みを整備する。優位性の相互補完や資源の共有化ができるように、サービス機構による地域的なサービスアライアンス設立を奨励する。政府の業界協会への指導、支持、監督を強化する。

### (四) 統計・監視体制の確立

知的財産権サービス業統計調査制度を確立する。統計範囲と統計対象を明確にし、統計指標を設計し、統計内容を規範化させ、統計チャンネルを統一し、ハイテクノロジーサービス統計・監視体制の整備を支持する。知的財産権サービスの新興業態を国の統計方式・方法に組み入れることを探求、研究する。知的財産権サービス業の発展に関する監視・情報発表の仕組みを構築、健



全化する。

出所：

2012年11月22日付け国家知識産権局ホームページを基に、JETRO 北京事務所にて日本語仮訳を作成

[http://www.sipo.gov.cn/tz/gz/201211/t20121122\\_773298.html](http://www.sipo.gov.cn/tz/gz/201211/t20121122_773298.html)